令和５年度　後期技能検定
受検申請受付の方法等変更について

令和５年度後期より変更

変更点①（申請書の提出方法について）※受検案内 P6 参照

★受検申請書の提出方法が原則**当協会受付窓口への持ち込み**となりました。

★メール申請は廃止となりました。

変更点②（郵送による申請受付について）※受検案内 P6 参照

★郵送による**申請受付期間は、窓口受付より短くなります**。

郵送による受付：令和５年１０月１１日（水）必着

★受検手数料は申請書類と同一の封筒に入れて**現金書留**として納めてください。

変更点③（受検手数料の納付方法について）※受検案内 P5 参照

★窓口で提出する場合

申請区分	納付方法
事業所・団体によるとりまとめ申請	書類審査後、１０月３１日（火）までに指定された銀行口座にお振込みください。 ※振込先口座は窓口でご案内します。
個人申請	書類審査後、その場で納めてください。（現金納付のみ）

★郵送で提出する場合

申請書類と同一の封筒に入れて**現金書留**にて納めてください。

変更点④（キャンセル・受検区分の変更）※受検案内 P1・5 参照

受検申請書類提出後、申請者の都合によるキャンセル・受検区分の変更は申請受付期間内（１０月１３日（金）まで）に限り受け付けます。

※１０月１４日（土）以降は、キャンセル・受検区分の変更はできません。

◆申請書の提出の前に◆

記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

受検案内の P30 に記載されている【技能検定受検申請書類記入チェックシート】で必ず各項目をチェックしてください。

受検案内は次ページより

令和5年度後期
技能検定受検案内
技能五輪愛知県大会参加案内

～主な変更点～
◆受検申請書の提出方法が原則受付窓口への持ち込みとなりました。（P6参照）
◆受検手数料の納付方法が変更となりました。（P5参照）

◆受検申請の受付◆

令和5年10月2日（月）～10月13日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

◆実施日程◆

実技試験問題公表	令和5年11月27日（月） （一部の作業については概要のみの公表になります）
実　技　試　験	令和5年12月　4日（月）から 令和6年　2月11日（日）まで
学　科　試　験	令和6年　1月21日（日） 令和6年　1月28日（日） 令和6年　1月31日（水） 令和6年　2月　4日（日）
合　格　発　表	令和6年　3月　8日（金）
合格証書の交付	令和6年　5月中旬ごろ

◇目次◇

受検申請時の注意点について……P 1
1 新型コロナウイルス感染対策　P 2
2 「シーケンス制御」職種の受検資格等の取扱いについて…P 3
3 受検手数料……P 4
4 受検申請の手続き……P 6
5 受検申請後の流れ……P 7
6 実施職種(作業)と試験実施日……P 8
7 受検資格……P16
技能検定職種に関する学科一覧表……P18
8 試験の免除
(1)技能検定試験の免除一覧表……P19
(2)免除資格及び受検申請にあたっての特例……P20
9 受検申請関係書類の記載方法と記載例……P21
10 技能五輪愛知県大会参加案内……P26
◆付録◆
1 よくあるご質問……P28
2 技能検定試験参考図書等のご案内……P29
3 技能検定受検申請書類記入チェックシート……P30

技能検定制度・技能士ロゴマーク

◆申請書提出先及び問合せ先◆
愛知県職業能力開発協会　技能検定課（定期試験G）
〒451-0035　名古屋市西区浅間二丁目3番14号（愛知県職業訓練会館）
電話：052－524－2034（直通）　FAX：052－325－5788
URL：https://www.avada.or.jp　メール：kentei@avada.or.jp

～受検申請時の注意点について～

◆以下の作業は個人での申請はできません。（詳細は P15参照）

作　業　名
プレス型鍛造作業
３級　普通旋盤作業（自社受検者２名以上必要）
プレス金型製作作業
プラスチック成形用金型製作作業
プリント配線板設計作業（自社受検者3名以上必要）
プリント配線板製造作業（自社受検者3名以上必要）
走行装置整備作業
鉄道車両点検・調整作業
光学機器組立て作業

作　業　名
量産形内燃機関組立て作業
帆布製品製造作業
３級　家具手加工作業
DTP作業
印刷箱打抜き作業
印刷箱製箱作業
貼箱製造作業
かまぼこ製品製造作業
３級　テクニカルイラストレーション手書き作業
機械製図手書き作業作業（自社受検者3名以上必要）

◆抽選作業をお申込みの方

（受検者を抽選で決定する作業については、当協会ホームページでご確認ください）
受検者を抽選で決定する作業に申請された方は、別途抽選結果をお知らせします。
実技・学科とも受検（A甲）で申請し、どちらか一方が抽選により落選した場合は、受検区分を変更（A乙（学科試験のみ受検）又はA丙（実技試験のみ受検））します。（詳細はP5参照）

◆受検申請書提出後、申請者の都合によるキャンセル、受検区分の変更は、申請受付期間内（10月13日（金）まで）に限り受け付けます。

※10月14日（土）以降は、キャンセル、受検区分の変更はできません。

◆受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。

（全国統一実施日で行う学科試験及び一部の実技試験を除く）
日時や会場は、受検票の発送をもっての通知となります。受検者の都合による日時や会場の変更、キャンセルはできません。

◆納付いただいた受検手数料はお返しできません。（詳細は P5参照）

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
URL：https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=444

はじめに

技能検定は、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、１級及び単一等級については厚生労働大臣名、２級、３級については、愛知県知事名の合格証書が交付され、技能士という称号が与えられます。

１ 新型コロナウイルス感染対策

本年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更され、厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」が 同日をもって廃止されました。その後の技能検定試験における基本的な感染対策については、事業者の判断に委ねられることが基本となり、自主的な感染対策に取り組むこととなりました 。

これを受けて、５月８日以降の 愛知県における「 技能検定の実施に関する 新型コロナウイルス感染対策 」を以下のとおりとしていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

１　基本的な感染対策の実施

（１）　「マスクの着用」

着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

なお、試験実施上の理由等により、各試験会場の管理者から受検者へ着用を勧める場合があります。

（２）　「手洗い等の手指衛生」

手洗い等による手指衛生の励行を心がけてください。

２　その他の対応

（１）　入場時の検温について

実施しません 。

（２）　「健康状態等報告書」について

「健康状態等報告書」は廃止しました 。

（３）　新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

外出を控えられるかは個人の判断に委ねられますが、政府より外出を控えることが推奨される期間等が示されておりますので、御確認ください。

（厚生労働省ＨＰ）https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html

３　受検手数料の返金について

季節性インフルエンザ等、他の５類感染症への対応と同等とし、受検を控えていただいた場合でも返金（次回試験への持ち越しを含む）は行いません。

※上記について変更があった場合は、当協会ＨＰでお伝えします。適宜、御確認ください。

２ 「シーケンス制御」職種の受検資格等の取扱いについて

令和５年度（前期）から「シーケンス制御」職種が新設され、従前の「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」は、「電気機器組立て」職種から独立し、「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」として新たに設置されました。（下表参照）

令和４年度（後期）まで		令和５年度（前期）から	
職種名	作業名	職種名	作業名
電気機器組立て	回転電機組立て	電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て		変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て		配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て		開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作		回転電機巻線製作
	シーケンス制御		―
―	―	シーケンス制御	シーケンス制御

職種が別であるため「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）は、経過措置に定める場合を除き、**「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」に合格した者とはみなされず**、また、**上位級の「シーケンス制御」職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められない**とされています。

（R5. 5.25「厚生労働省事務連絡」による）

なお、前述の経過措置の内容は、以下のとおりです。

①「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」の片側合格者（実技又は学科のみ合格）については、「シーケンス制御」職種の片側合格とみなされます。

②「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）から「シーケンス制御」職種の学科試験免除及び実技試験免除による受検申請（いわゆる「Ｄ申請」）が行われた場合、「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」の合格として差し支えないとされています。

「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」の受検申請に当たっては、この取扱いについて御承知、御留意ください。

特に、「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」合格者（技能士）の方で、今後、受検に必要な実務経験年数の短縮を利用して上位級「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」の受検をお考えの方や、将来、特級「シーケンス制御」職種の受検をお考えの方は、「Ｄ申請」を行って「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」と同等級の「シーケンス制御（シーケンス制御作業）」合格を得てください。

※上位級の受検に必要な実務経験年数の短縮とは

技能検定には受検資格として、等級別に決められた所定の実務経験年数が必要とされています。上位級の受検に当たっては、下位級の合格を要件として所定実務経験年数の短縮（軽減）が認められています。（Ｐ16参照）

※「シーケンス制御」職種の受検資格等取扱いについてのＱ＆Ａは、協会ＨＰをご覧ください。

3 受検手数料（令和４年度前期から実技試験受検手数料減額対象者の年齢が35歳未満から25歳未満に変更となりました。）

（1） 受検手数料の額（消費税非課税）

等級	実技試験					学科試験
	一般		高等学校、専門学校等の在校生			
	標準受検手数料	減額後手数料	標準受検手数料	減額後手数料		
特級・１級・単一等級	１８，２００円		１８，２００円		＋	３，１００円
２級		９，２００円	１８，２００円	９，２００円		
３級			１２，１００円	３，１００円		

（2） 減免措置の対象となる者（特級、1級、単一等級の実技試験受検手数料は減額の対象になりません。）

技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する者で、下記のア及びイに共に該当し、かつ、ウ又はエに該当する者

ア　25歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の4月1日において、25歳に達していない者）
　　令和5年度後期は平成10年4月2日以降に生まれた方

イ　日本国籍を有し又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等であること

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者
　（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）

エ　愛知県在校生（愛知県内に住所を有し、又は愛知県内に所在する学校等に在籍する学生及び生徒等）

◆実技試験受検手数料判定フロー

太枠上段は実技試験受検手数料額、下段は受検申請時に提出いただく申請区分表の様式を表記してあります。

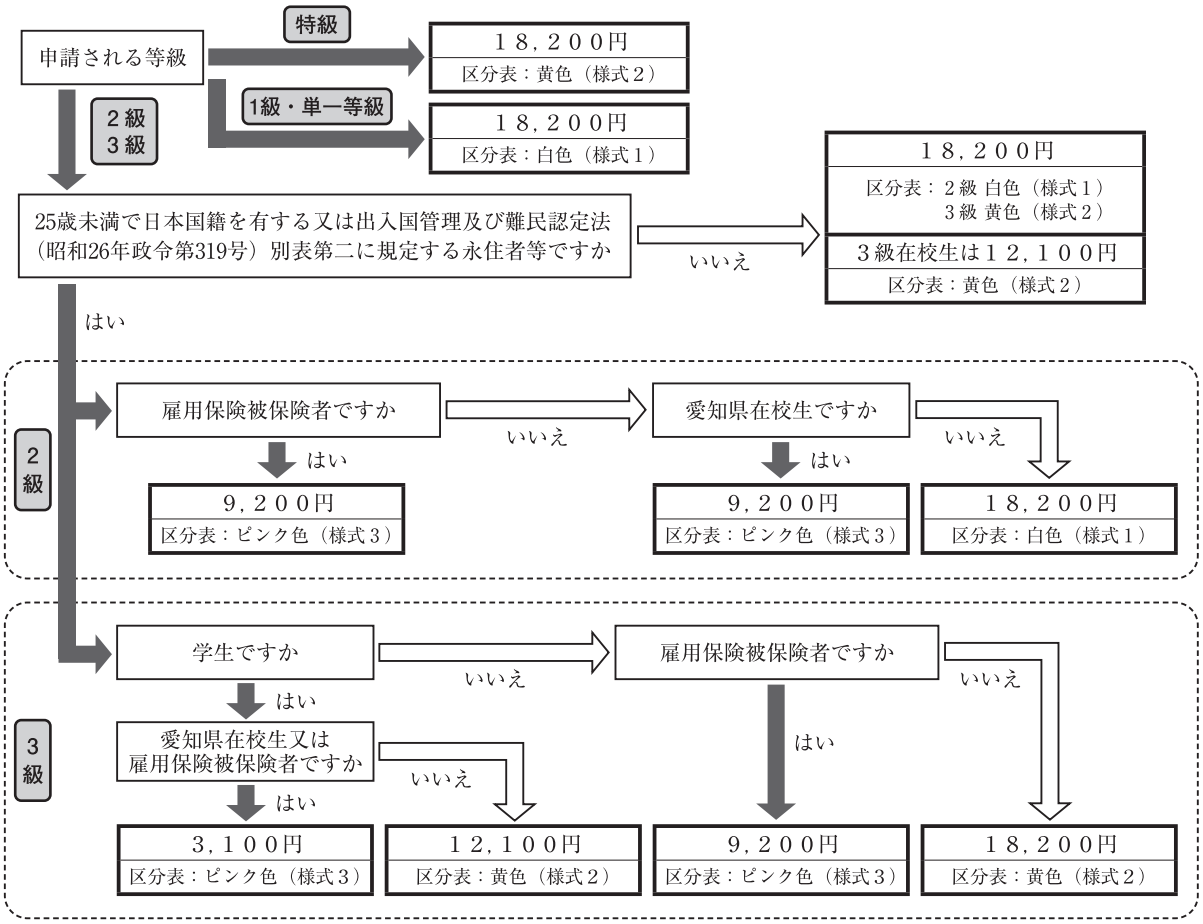

（3） 納付方法

当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、とりまとめる受検申請者数が２名以下の場合は、原則として個人申請扱いでお願いします。

◆申請書を窓口で提出する場合◆

申　請　区　分	納　付　方　法
事業所・団体によるとりまとめ申請	書類審査後、１０月３１日（火）までに指定された銀行口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担ください） ※振込先口座は窓口でご案内します。
個　人　申　請	書類審査後、その場で納めてください。（現金納付のみ）

◆申請書を郵送する場合◆

１０月１１日（水）までに受検手数料を入れた小封筒と提出書類を同一の封筒に入れて、現金書留として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。

Ｐ４の「３受検手数料（１）受検手数料の額」を参照のうえ、金額に過不足がないようにしてください。受検手数料の同封がない場合は、申請書は受付できません。

◆注意事項◆

納付いただいた受検手数料はお返しできません。

ただし、以下の場合は該当する受検手数料をご返却します。

①実技試験又は学科試験が中止となった場合
②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
③受検資格を満たしていない等申請内容の不備により申請が受理できない場合
④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報に記載してある受検制限等により申請そのものができない場合
⑥過入金や誤入金があった場合
※上記③～⑤の場合は、振込手数料を差し引いて受検手数料をお返しします。
※上記⑥の場合は振込手数料を差し引いて超過分をお返しします。

◆抽選作業等で選外となった場合◆

【実技試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A乙	**学科試験のみ受検（A乙）に区分変更**します。
A丙 C	実技のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

【学科試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	A丙	**実技試験のみ受検（A丙）に区分変更**します。
A乙 B	学科のみ受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

【実技・学科とも選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分	
A甲	実技・学科とも受検	申請取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。

受検申請書提出後、申請者の都合によるキャンセル、受検区分の変更は、申請受付期間内（１０月１３日（金）まで）に限り受け付けます。
※１０月１４日（土）以降は、キャンセル、受検区分の変更はできません。

4 受検申請の手続き

受検申請書の配布場所	・当協会、各県民事務所広報コーナー等（裏表紙参照）で配布しています。 ・郵送希望の方は当協会ホームページ「受検申請書等の入手方法・送付申込書」をご参照ください。
受付期間	**令和５年１０月２日（月）から１０月１３日（金）まで**（土・日曜日、祝日を除く） 【申請書を窓口で提出する場合】 受付時間：午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで 【申請書を郵送する場合】 **令和５年１０月１１日（水）まで（必着）**
提出方法	原則受付窓口への持ち込みでお願いします。 【窓口の場合】受付期間内に当協会受付窓口へ提出書類を持ち込んでください。 （個人申請の方は、受検手数料をその場で納めてください。） 【郵送の場合】１０月１１日（水）までに届くよう受検手数料を入れた小封筒と提出書類を同一の封筒に入れて**現金書留**として郵便局窓口から当協会あてにお送りください。受検手数料の同封がない場合は、申請書は受付できません。 送付先：〒451-0035　名古屋市西区浅間二丁目３番１４号 愛知県職業能力開発協会　技能検定課（定期試験Ｇ） ※封筒は、角形２号以上のサイズを使用し、申請書は中央のミシン目以外では折らないでください。また、封筒に朱書きで「技能検定受検申請書在中」と明記してください。
提出書類 **記載方法は P21～25参照** **記入チェックシートは P30参照**	書類の返却は原則致しかねます。 ①技能検定受検申請書 ②本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証等） ③受検資格証明書類の写し（下位等級技能検定合格後の実務経験年数を受検資格とする方） （なお、全ての特級申請者は１級技能検定合格証書等の写しを必ず添付してください） ④免除資格証明書類の写し（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ） ⑤技能検定作業別申請区分表 ⑥在校生・訓練生等は、原則生徒手帳等の写しを提出してください。（P25※参照） ⑦（郵送の場合）受検手数料
注意事項	・受検申請にあたり、注意が必要となる作業はP14、15に記載しています（**最新情報は当協会ホームページに掲載しています。**）ので、申請前に必ずご確認ください。 ・申請書の記入にあたってはP21「９　受検申請関係書類の記載方法と記載例」及び申請書裏面の「記入上の注意」をよく読んで申請者本人が記入してください。 ・申請書に記載された学歴・資格・経験年数等にいつわりがあったときは受検を取り消す又は合格を取り消すことがあります。 ・申請書受理後に免除資格があることが判明しても試験の免除はできません。 ・障がいのある方で、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時に文書（任意書式）にてお申し出ください。 ・同時に２職種（作業）以上を受検申請することは原則としてできません。
個人情報の取扱い	・受検申請書に記入いただく個人情報及び本人確認書類は、技能検定の実施に関する目的以外には使用いたしません。

5 受検申請後の流れ

実技試験問題公表

実技試験問題公表（発送）日：令和５年11月27日（月）

（※実技試験問題を事前公表できない検定作業は概要のみを公表します）
問題は、とりまとめ事業所・団体を経由して送付します。
（個人申請の場合は、受検者へ直接送付します。）

受検票発送

【実技試験】
11月中旬頃から試験日の早い順にて順次発送します。
（学科試験の実施日と同日実施する計画立案等作業試験および判断等試験は学科試験受検票に併記して送付します。）

【学科試験】
12月18日頃発送します。

発送時期を過ぎても、お手元に届かない場合は当協会技能検定課（定期試験Ｇ）へご連絡ください。
試験日時、試験会場等を記載した受検票をとりまとめ事業所・団体を経由して実技試験と学科試験とは別々に送付します。（個人申請の場合は受検者へ直接送付します）
なお、試験の日時会場については、受検者の都合では変更できません。

正解表の公開

学科試験・計画立案等作業試験については、試験日翌日午後３時以降に中央職業能力開発協会のホームページ（https://www.javada.or.jp）で正解表が公開されます。

合格発表

合格発表日：令和６年３月８日(金)

当協会からとりまとめ事業所・団体を経由して、合格通知書を送付します。
（個人申請の場合は受検者へ直接送付します。）

◆愛知県労働局産業人材育成課ホームページ（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/）に「技能検定合格者」の受検番号が1か月間掲載されます。

合否状況	ホームページ掲載	合格通知書	合格証書
技能検定合格	愛知県労働局産業人材育成課	あり	５月中旬頃交付
実技・学科試験いずれか一方に合格	なし	あり※	
実技・学科試験とも不合格	なし	なし	

※実技・学科試験いずれか一方に合格した合格通知書は、今後の受検免除資格の証明書となりますので大切に保管してください。

得点の開示

※得点の開示であり、具体的な採点項目については開示しません

合格発表日から１か月間、受検者本人に限り、ご自身の試験結果（学科、実技試験及び全体の得点）を閲覧することができます。受検票及び本人確認ができる書類（運転免許証等）を必ず持参し、次の開示場所へお越しください。（代理の方は閲覧できません）
開示期間：令和６年３月８日(金)から令和６年４月８日(月)まで
（土・日曜日及び祝日を除く）午前９時から午後５時30分まで
開示場所：愛知県労働局産業人材育成課
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号（愛知県庁本庁舎２階南東側）

6 実施職種（作業）と試験実施日

（1）全等級共通事項

ア　試験は実技試験及び学科試験が行われ、技能士になるためには、両方に合格することが必要です。

なお、実技試験又は学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができます。（ただし、特級については、どちらか片方のみに合格した日から５年以内に限ります。）

また、合格基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

イ　実技試験は、製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種（作業）により試験形式が異なりますのでご注意ください。

なお、計画立案等作業試験および判断等試験は実技試験の一部で、学科試験ではありません。

また、試験の内容につきましては、別冊子の『実技試験問題の概要』をご覧ください。

（協会HPでも閲覧できます。）

ウ　Ｐ9～13の表の実技試験欄に○印と併せて月／日の記入されているものは、全国統一日に実施する試験日を示します。なお、○印のみのものは実技試験実施期間（令和５年12月４日から令和６年２月11日まで）内のいずれかの日に実施します。

※受検申請時において、試験日時及び試験会場は決まっていません。受検票の発送をもっての通知となります。

エ　学科試験欄の月／日は、全国統一日に実施する試験日を示します。

オ　令和５年度（後期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和５年４月１日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

カ　Ｄ区分（実技試験・学科試験とも免除）の受検申請は、すべての等級・職種・作業について、前期・後期いずれの申請受付期間でも受検申請することができます。

（2）等級別実施職種（作業）及び実施日等

○印のみのものは、実技試験実施期間（12月４日～２月11日）内のいずれかの日に実施します。実際の試験日時及び試験会場は後日送付する受検票により通知します。
受検者の都合による試験日時や会場の変更はできません。

ア 特級

職種番号	職種名	実技試験 計画立案等作業試験	学科試験
003	鋳造	○ 1/28 PM	1/28 AM
005	金属熱処理		
006	機械加工		
183	非接触除去加工		
114	金型製作		
007	金属プレス加工		
123	工場板金		
010	めっき		
012	仕上げ		
013	機械検査		
014	ダイカスト		
015	電子機器組立て		
016	電気機器組立て		
141	半導体製品製造	○ 1/28 PM	1/28 AM
162	プリント配線板製造		
097	自動販売機調整		
148	光学機器製造		
067	内燃機関組立て		
142	空気圧装置組立て		
084	油圧装置調整		
068	建設機械整備		
025	婦人子供服製造		
026	紳士服製造		
037	プラスチック成形		
130	パン製造		

（25職種）

イ 1級・2級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP14､15を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験 注意事項NO.	実技試験 個人申請可否	実技試験 試験形式 製作等作業試験	実技試験 試験形式 判断等試験	実技試験 試験形式 計画立案等作業試験	学科試験
121	さく井	010	パーカッション式さく井工事作業				○ 1/14	○ 1/14AM	1/28 PM
		020	ロータリー式さく井工事作業				○ 1/14	○ 1/14AM	
004	鍛造	030	プレス型鍛造作業	注3	×	○		○ 1/21PM	1/21 AM
114	金型製作	010	プレス金型製作作業	注1 注3	×	○			1/28 PM
		020	プラスチック成形用金型製作作業	注3	×	○			
123	工場板金	030	機械板金作業	注1		○			1/28 PM
		040	数値制御タレットパンチプレス板金作業	注1		○			

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP14、15を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
138	金属ばね製造	010	線ばね製造作業	注2		○	○		2/4 AM
		020	薄板ばね製造作業	注2		○	○		
154	ロープ加工	010	ロープ加工作業			○			2/4 PM
013	機械検査	010	機械検査作業			○		○ 1/21PM	1/21 AM
184	シーケンス制御	010	シーケンス制御作業			○		○ 1/21PM	1/21 AM
141	半導体製品製造	010	集積回路チップ製造作業				○ 1/21		2/4 AM
		020	集積回路組立て作業				○ 1/21		
162	プリント配線板製造	010	プリント配線板設計作業	注3	×		○ 1/21		2/4 AM
		020	プリント配線板製造作業	注3	×		○ 1/14		
097	自動販売機調整	010	自動販売機調整作業			○			1/28 PM
160	鉄道車両製造・整備	060	走行装置整備作業	注3	×	○			1/28 PM
		080	鉄道車両点検・調整作業	注3	×	○			
019	時計修理	010	時計修理作業	注2		○			1/28 PM
148	光学機器製造	020	光学機器組立て作業	注3	×	○			2/4 AM
067	内燃機関組立て	010	量産形内燃機関組立て作業	注3	×	○		○1級 1/21PM	1/21 AM
142	空気圧装置組立て	010	空気圧装置組立て作業				○ 1/14	○ 1/14AM	2/4 PM
084	油圧装置調整	010	油圧装置調整作業			○		○ 1/28PM	1/28 AM
077	農業機械整備	010	農業機械整備作業			○		○ 1/28PM	1/28 AM
069	冷凍空気調和機器施工	010	冷凍空気調和機器施工作業	注1		○		○ 1/28PM	1/28 AM
027	和裁	010	和服製作作業			○			1/28 AM
070	帆布製品製造	010	帆布製品製造作業	注3	×	○			2/4 AM
093	紙器・段ボール箱製造	010	印刷箱打抜き作業	注3	×	○			1/28 AM
		020	印刷箱製箱作業	注3	×	○			
		030	貼箱製造作業	注3	×	○			
034	プリプレス	036	DTP作業	注2 注3	×	○			2/4 AM
150	石材施工	010	石材加工作業			○			1/28 AM
130	パン製造	010	パン製造作業			○			1/28 PM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP14、15を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
151	菓子製造	010	洋菓子製造作業			○			2/4 PM
		020	和菓子製造作業			○			
156	水産練り製品製造	010	かまぼこ製品製造作業	注3	×	○	○		1/28 AM
038	建築大工	010	大工工事作業			○			2/4 AM
039	かわらぶき	010	かわらぶき作業			○			2/4 AM
046	配管	010	建築配管作業			○		○ 1/21PM	1/21 AM
		020	プラント配管作業	注1		○		○ 1/21PM	
118	厨房設備施工	010	厨房設備施工作業			○		○1級 1/28PM	1/28 AM
074	型枠施工	010	型枠工事作業			○		○1級 1/21PM	1/21 AM
047	鉄筋施工	020	鉄筋組立て作業			○			2/4 PM
157	コンクリート圧送施工	010	コンクリート圧送工事作業				○ 1/14AM	○ 1/14AM	2/4 PM
086	防水施工	050	塩化ビニル系シート防水工事作業	注2		○			1/28 AM
		090	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	注2		○			
143	樹脂接着剤注入施工	010	樹脂接着剤注入工事作業			○			2/4 AM
158	カーテンウォール施工	010	金属製カーテンウォール工事作業	注2			○ 1/14	○ 1/14AM	1/28 AM
163	自動ドア施工	010	自動ドア施工作業			○			2/4 AM
050	ガラス施工	010	ガラス工事作業			○		○1級 1/21PM	1/21 AM
052	機械・プラント製図	010	機械製図手書き作業	注3	×	○ 1/21			1/28 AM
		015	機械製図CAD作業	注3 注4		○ 1/21			
053	電気製図	010	配電盤・制御盤製図作業			○ 1/21AM			2/4 AM
075	金属材料試験	010	機械試験作業			○		○ 1/21PM	1/21 AM
		020	組織試験作業			○			
060	塗装	040	鋼橋塗装作業			○			2/4 AM
061	広告美術仕上げ	030	広告面粘着シート仕上げ作業			○			2/4 PM
082	義肢・装具製作	020	装具製作作業			○			2/4 AM
112	舞台機構調整	010	音響機構調整作業			○	○ 1/31PM		1/31 AM
113	工業包装	010	工業包装作業	注2		○			2/4 AM

（47職種　61作業）

ウ 3級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP14､15を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
006	機械加工	010	普通旋盤作業	注3	×	○			2/4 AM
013	機械検査	010	機械検査作業			○			2/4 PM
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業			○			2/4 PM
016	電気機器組立て	030	配電盤・制御盤組立て作業			○			1/21 AM
184	シーケンス制御	010	シーケンス制御作業			○			1/21 AM
162	プリント配線板製造	010	プリント配線板設計作業	注3	×		○ 1/21		2/4 AM
		020	プリント配線板製造作業	注3	×		○ 1/14		
019	時計修理	010	時計修理作業	注2		○			1/28 PM
069	冷凍空気調和機器施工	010	冷凍空気調和機器施工作業			○			1/28 AM
027	和裁	010	和服製作作業			○			1/28 AM
124	家具製作	010	家具手加工作業	注3	×	○			1/28 PM
037	プラスチック成形	020	射出成形作業			○			2/4 AM
038	建築大工	010	大工工事作業			○			2/4 AM
039	かわらぶき	010	かわらぶき作業			○			2/4 AM
046	配管	010	建築配管作業			○			1/21 AM
074	型枠施工	010	型枠工事作業			○			1/21 AM
047	鉄筋施工	020	鉄筋組立て作業			○			2/4 PM
088	テクニカルイラストレーション	050	テクニカルイラストレーション手書き作業	注3	×	○ 1/14AM			2/4 AM
052	機械・プラント製図	010	機械製図手書き作業	注3	×	○ 1/21			1/28 AM
		015	機械製図CAD作業	注3 注4		○ 1/21			
053	電気製図	010	配電盤・制御盤製図作業			○ 1/21AM			2/4 AM
065	貴金属装身具製作	010	貴金属装身具製作作業			○			1/28 PM
061	広告美術仕上げ	030	広告面粘着シート仕上げ作業			○			2/4 PM
094	写真	030	肖像写真デジタル作業	注2		○			2/4 PM

（22職種　24作業）

エ 単一等級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP14、15を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
140	電子回路接続	010	電子回路接続作業			○			2/4 AM
136	バルコニー施工	010	金属製バルコニー工事作業	注2			○ 1/14	○ 1/14AM	1/28 PM

（2職種　2作業）

（3） 作業ごとの注意事項

注１ 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア　以下の職種（作業）は労働安全衛生法第61条第１項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面）の携帯を要します。
試験当日に携帯していない場合は原則として受検することができません。

・冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）※３級を除く
・配管（プラント配管作業）※配管用炭素鋼鋼管で実施する場合に限る

イ　以下の職種（作業）は労働安全衛生法第59条第３項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

職種（作業）	特別教育の種類
・金型製作（プレス金型製作作業） ・工場板金（機械板金作業） ・工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）	動力プレス機械の金型取付け等
・配管（プラント配管作業） ※配管用炭素鋼鋼管で実施する場合に限る	アーク溶接

注２ 設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請前に必ず実技試験委託団体へ直接電話し、受検の可否を確認してください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
線ばね製造作業	一般社団法人日本ばね工業会中部支部	052－621－2130
薄板ばね製造作業	〃	〃
時計修理作業	愛知県時計貴金属眼鏡協同組合	090－7958－3013※
ＤＴＰ作業	愛知県印刷工業組合	052－962－5771
塩化ビニル系シート防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052－501－1401
改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	〃	〃
金属製カーテンウォール工事作業	愛知県サッシ工事協同組合	052－201－4561
工業包装作業	東日本梱包工業組合	052－901－7348
肖像写真デジタル作業	協同組合愛知県写真館協会	052－433－1831
金属製バルコニー工事作業	日本エクステリア工業会愛知県支部	070－6528－0144

※愛知県時計貴金属眼鏡協同組合へのお問い合わせは、月曜から金曜の午後１時から午後４時までにお願いします。

注３　受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業

※個人での申請はできません。（機械製図CAD作業を除く）

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。（ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。）

①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること

②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用して行う実技試験（等級の記載がないものは、すべての等級）】

作　業　名
プレス型鍛造作業
３級　普通旋盤作業（自社受検者２名以上必要）
プレス金型製作作業
プラスチック成形用金型製作作業
プリント配線板設計作業（自社受検者３名以上必要）
プリント配線板製造作業（自社受検者３名以上必要）
走行装置整備作業
鉄道車両点検・調整作業
光学機器組立て作業

作　業　名
量産形内燃機関組立て作業
帆布製品製造作業
３級　家具手加工作業
DTP作業
印刷箱打抜き作業
印刷箱製箱作業
貼箱製造作業
かまぼこ製品製造作業
３級　テクニカルイラストレーション手書き作業
機械製図手書き作業（自社受検者３名以上必要）
機械製図CAD作業（自社受検者５名以上必要）

※上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等を利用する場合があります。

注４　機械製図CAD作業（自社施設以外の会場で受検を希望される方へ）

当協会のホームページ（https://www.avada.or.jp/）の「機械・プラント製図（機械製図CAD作業）実技試験受検申請について」を参照のうえ、お申込みください。

注２・注３・注４ 以外の職種（作業）についても、試験場の設備、受検人員等により以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

①受付期間中に申込みを締切る　②受付期間終了後の抽選　③試験の中止

②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。

①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
URL：https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=444

７受　検　資　格

実務経験年数は、令和５年10月13日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

（単位　年）

等級区分 ＼ 受検対象者（注１）		特　級	１　級			２　級		３　級	単一等級
		１級に合格した後の実務の経験年数	１級の受検に必要な実務経験年数			２級の受検に必要な実務経験年数		３級の受検に必要な実務経験年数（注７）	単一等級の受検に必要な実務経験年数
			直接１級を受検	２　級合格後	３　級合格後	直接２級を受検	３　級合格後（注7）		
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0（注８）	3
専門高校卒業（注２） 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業（注２） 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業			5			0		0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）（注２） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4			0		0	0
専修学校（注３）又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る）	800時間以上		6			0		0（注９）	1
	1,600時間以上		5			0		0（注９）	1
	3,200時間以上		4			0		0（注９）	0
短期課程の普通職業訓練修了（注４）（注10）	700時間以上		6			0		0（注６）	1
普通課程の普通職業訓練修了（注４）（注10）	2,800時間未満		5			0		0	1
	2,800時間以上		4			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了（注４）（注10）			3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了（注10）			1			0		0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）			1（注５）			0（注５）		0	0
職業訓練指導員免許取得			1			－	－	－	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了（注10）			0			0	0	0	0

（注１）　**検定職種に関する学科（P18参照）、訓練科又は免許職種に関するものに限ります。**

「検定職種に関する」の範囲については

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html（「厚生労働省検定職種に関する」で検索できます）をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。

（注２）学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。

（注３）大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。

（注４）職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。

（注５）短期養成課程の指導員養成訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限ります。

（注６）総訓練時間が700時間未満のものを含みます。

（注７）３級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者は、１年生から受検できます。また、３級技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。３級の技能検定に合格した者は、在学中であっても、２級の受検資格が与えられます。

（注８）検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。

（注９）当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。

（注10）職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

（特記事項）

下位級合格後の実務経験年数は、対象とする下位級の合格発表日から、受付期間最終日までの期間の実務経験年数を計算します。

特例措置として、下位の等級の受検が前期で、受検資格が発生する年度における上位の等級の受検が後期である場合は、下位の等級の合格発表日が上位の等級の受付期間最終日の期日より後であっても、所定の実務経験年数に達しているものとみなします。

（例）○○検定職種に関して、５年前の前期に１級を受検して合格し、特級を受検する場合

◎受検資格について、ご不明な点は、当協会技能検定課までお問い合わせください。

技能検定職種に関する学科一覧表

技能検定受検資格に係る検定職種と学科の対応表です（Ｐ 16 注１関係）

職種名	検定職種に関する学科
さく井	土木科、地学科
鍛造	金属工学科、機械科
機械加工	機械科
金型製作	機械科
工場板金	機械科
金属ばね製造	機械科、金属工学科 電子科、電気科
ロープ加工	金属科
機械検査	機械科
電子回路接続	機械科、電子科、電気科
電子機器組立て	電子科、電気科
電気機器組立て	電子科、電気科
シーケンス制御	電子科、電気科
半導体製品製造	機械科、電子科、電気科
プリント配線板製造	電子科、電気科
自動販売機調整	電子科、電気科
鉄道車両製造・整備	機械科、電気科 造船科、自動車科
時計修理	機械科、電子科、電気科
光学機器製造	機械科、物理学科
内燃機関組立て	自動車科
空気圧装置組立て	機械科
油圧装置調整	機械科
農業機械整備	機械科
冷凍空気調和機器施工	設備科
和裁	被服科、服飾科、和裁科
帆布製品製造	被服科
家具製作	工芸科
紙器・段ボール箱製造	―
プリプレス	印刷科
プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科

職種名	検定職種に関する学科
石材施工	建築科、土木科
パン製造	菓子科、製パン科
菓子製造	菓子科、製菓科
水産練り製品製造	水産製造科
建築大工	建築科、大工科
かわらぶき	建築科
配管	機械科、造船科、建築科
厨房設備施工	設備工業科
型枠施工	建築科、土木科
鉄筋施工	建築科、土木科
コンクリート圧送施工	建築科、土木科
防水施工	建築科
樹脂接着注入施工	建築科
カーテンウォール施工	建築科
自動ドア施工	機械科、電子科、電気科 建築科
バルコニー施工	建築科
ガラス施工	建築科
テクニカルイラストレーション	機械科、電気科、建築科
機械・プラント製図	機械科、金属工学科 溶接工学科、化学工学科 工業化学科
電気製図	電気科
金属材料試験	金属工学科、機械科
貴金属装身具製作	金属工芸科
塗装	建築科、工芸科、塗装科
広告美術仕上げ	工芸科、デザイン科
義肢・装具製作	理学療法学科
舞台機構調整	電子科、電気科、音響芸術科
工業包装	―
写真	写真科

（注）それぞれの学科に準ずる学科も含む。

8 試験の免除

（1） 技能検定試験の免除一覧表

ア 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	－	－	－	－	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	－	－	－	－	※1
1級	技能検定合格	－	学科の全部			－	
	実技試験のみ合格	－	実技の全部			－	※2
	学科試験のみ合格	－	学科の全部			－	※2
2級	技能検定合格	－	－	学科の全部		－	
	実技試験のみ合格	－	－	実技の全部		－	※2
	学科試験のみ合格	－	－	学科の全部		－	※2
3級	技能検定合格	－	－	－	学科の全部	－	
	実技試験のみ合格	－	－	－	実技の全部	－	※2
	学科試験のみ合格	－	－	－	学科の全部	－	※2
単一等級	技能検定合格	－	－	－	－	学科の全部	
	実技試験のみ合格	－	－	－	－	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	－	－	－	－	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあっては年度終わりまで）有効
※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。
注：免除資格の特殊な例を次頁に示します。

イ 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

「検定職種に関する」の範囲については、厚生労働省ホームページ（URLはP16（注1）参照）をご覧ください。

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			－	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	学科の全部				学科の全部	※3
		2年	－	学科の全部			学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		学科の全部	※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	－	学科の全部			学科の全部	※3
		1年	－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年（2,800時間以上なら1年）の実務経験		－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		－	学科の全部			－	※3
	2級技能士コース		－	－	学科の全部		－	※3
	単一等級技能士コース		－	－	－	－	学科の全部	※3
中央技能検定委員2年以上			－	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上			－	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証			－	実技の全部	－	－	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			－	－	実技の全部		－	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		－	－	実技の全部		－	※2
	学科部門の技能証		－	－	学科の全部		－	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。
※2：有効期限が過ぎた技能証であっても有効
※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

ウ 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		－	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般		－	－	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		－	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		－	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		－	建築大工職種に係る学科試験の全部		－	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定	－	和裁職種に係る実技試験の全部		－	－	
	2級の技能検定	－	－	和裁職種に係る実技試験の全部	－	－	

（2） 免除資格及び受検申請にあたっての特例

ア　免除資格の特例

（ア）学科試験問題が共通な作業について

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業
機械加工〔特記事項〕	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 立旋盤作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業
	ボール盤作業 数値制御ボール盤作業
	横中ぐり盤作業 ジグ中ぐり盤作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 歯車形削り盤作業 かさ歯車歯切り盤作業

検定職種	学科試験共通作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメーキング作業 婦人子供既製服縫製作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業 衛生白衣製造作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業 テクニカルイラストレーションＣＡＤ作業
機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図ＣＡＤ作業

〔特記事項〕 平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格している場合は、当該４作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

（イ）シーケンス制御作業について

令和４年度以前にシーケンス制御作業の学科試験または実技試験のいずれかに合格している場合は、経過措置により当該試験区分が免除の対象となります。（詳細はP３参照）

イ　受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあって、２以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているもの（上記アに示すもの）について、既に実技試験に合格している方が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が当該期の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、１以上の作業が実施作業となっていれば、受検しようとする作業は受検できます。

※この場合、受検申請書には、実施公示している作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。

９ 受検申請関係書類の記載方法と記載例

⑴ 申請書記載方法（Ｐ２２・２３の「（２）申請書記載例」と併せてご覧ください。

◆記入上の注意点◆

●受検申請書は受検者本人が記入すること。
●記入には、ボールペンを用い、文字は楷書で数字は算用数字を用いて、丁寧に書くこと。特に氏名は略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。また住所は、番地、棟、号まで必ず書くこと。
●記入事項を修正する場合は、二本線で消して余白に正しく記入してください。（訂正印不要）

①受検申請日
申請書の申請年月日は、当協会へ提出する日を記入してください。

②申請者記名欄
受検申請時の注意点等、本受検案内の記載内容を確認・了承した上で記名してください。

③職種番号・職種名並びに作業番号・作業名
Ｐ９～１３の「（２）等級別実施職種（作業）及び実施日等」を参照し、正確に記入してください。

④氏名
添付する本人確認書類の氏名欄と同じ字体・字形で記入してください。

例：本人確認書類：渡邊　→　適切な例：渡邊
　　→　不適当な例：渡辺、渡邉

⑤住所
アパート、マンション名を含め（他県の住所は県名を含む）て記入してください。

⑥学歴
中学校、高校あるいは大学の最終のものを必ず記入してください。
なお、最終学歴が大学院の場合は、大学の学歴（学科名）も併記してください。
（大学院は「技能検定職種に関する学科」の対象になりません。）

⑦訓練歴
ア　職業能力開発促進法に基づく職業訓練のみを記入してください。
イ　技能照査合格で学科試験の免除申請をする場合は、必ず記入してください。

⑧職歴
受検に関するもののみを対象とし、現在のものから順に記入してください。
特に職務内容の欄は、検定職種との関わりがわかる内容を記入してください。
（不適当な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売）
通算の実務経験年数が、受検に必要な年数を満たすまで記入してください。

⑨試験の免除
試験の免除を受けることのできる資格の名称、取得年月日、番号を正確に記入してください。
また、その証明書の写しを必ず添付してください。

⑩受検区分
ご自分の受検しようとする区分を○で囲んでください。

⑪手数料
生年月日（令和５年度後期は平成10年４月２日以降に生まれた方が減額対象）と受検区分に基づき、該当する実技試験、学科試験の記号を○で囲んでください。

⑫雇用保険被保険者及び愛知県在校生
２級又は３級の**実技試験を受検される25歳未満の方のみ**、いずれかにチェックしてください。

⑬右票（実技試験写真票、学科試験写真票）
ア　両方を受検する方（Ａ甲）は、右票すべてを記入し写真２枚を貼付してください。
イ　学科試験のみ受検する方（Ａ乙、Ｂ）は、学科試験写真票のみを記入し、写真１枚を貼付してください。
ウ　実技試験のみ受検する方（Ａ丙、Ｃ）は、実技試験写真票のみを記入し、写真１枚を貼付してください。
エ　実技試験・学科試験の両方免除の方（Ｄ）は、学科試験写真票のみを記入してください。写真は不要です。

(2)　申請書記載例（P21 の（1）申請書記載方法と、併せてご覧ください。）

①

２級技能検定受検申請書

令和 5 年 10月13 日

②

愛知県知事殿

技能検定を受検したいので申請します。

（本人署名）氏　名　検定　太郎

③

職種番号	1	2	3	検定職種	工場板金	受検番号	※
作業番号	0	3	0	作業名	機械板金 作業	合格番号	※

④

フリガナ	(姓) ケンテイ	(名) タロウ	生年月日及び年齢	性別
氏名 楷書で丁寧にご記入ください	検定	太郎	昭和 (平成) 11 年 4 月 5 日生 満 24 才	(男)・女

⑤

住所	〒451 － 0035　携帯電話（電話）(052) 524 －2034	※ショクバコード
	都道府県 名古屋市西区浅間町2丁目3-14	
	マンション検定3-1	

⑥

学歴	学校名	学科又は課程	所在地	在学期間
	(最終のもの) 能力工業高等学校	機械科	愛知県	昭・(平)・令 27 年 4 月～ 昭・(平)・令 30 年 3 月 (卒業)・在学中
	在学中は、該当する番号を○で囲む ①高等学校 ②専門学校 ③短大・高専 ④大学			
				年 月～ 年 月

⑦

訓練歴	訓練施設名	科名	所在地	訓練期間
	(最終のもの) 開発高等技術専門校	機械系 機械加工科	愛知県	昭・(平)・令 30 年 4 月～ 昭・(平)・令 31 年 3 月 (修了)・訓練中
	訓練中は、該当する番号を○で囲む ⑤短期課程 ⑥普通課程 ⑦専門課程 ⑧応用課程			

⑧

職歴	事業所名	職務内容	所在地	在職期間
	(現在のもの) ㈱能力開発	(検定職種に関するもの) 機械板金	名古屋市西区浅間1 電話(052)000 －0000	昭・平・(令) 3 年 1 月～ 昭・平・(令) 5 年 10 月 (2 年 9 か月)
	技能検定㈱	〃	名古屋市中区錦3-1	H31 年 4 月～ R2 年12月 (1 年 9 か月)

資格	３級技能検定合格　検定職種・作業名・合格年月日・番号		実務年数・分類
	職種 作業	年 月 日 第 号	※ 年 か月( )

⑨

試験の免除	免除の対象	試験・検定・免許等の名称及び科名	合格し免許を受けた年月日・番号	免除資格判定	
	実技試験		年 月 日 第 号	実技	※
	学科試験	2級技能検定学科試験 合格（機械板金作業）	○ 年 3 月11 日 愛知 第 600 号	学科	※

⑩

受検区分（該当する番号を○で囲む）				25歳未満の方（本年4/1現在） ※実技試験を受検する方のみチェック		受検資格判定
A甲 ①	実技・学科とも受検	B ④	学科受検（実技免除）	雇用保険の被保険者である	愛知県内に在住する学生（生徒等）又は、県内の学校に在学する学生（生徒等）である	※
A乙 ②	学科のみ受検（免除なし）	(C) ⑤	実技受検（学科免除）	☑ は い	☐ は い	
A丙 ③	実技のみ受検（免除なし）	D ⑥	実技・学科とも免除	☐ いいえ	☐ いいえ	

⑪

手数料	実技試験	学科試験	申請区分	1団体 (2)事業所 3個人	とりまとめ団体事業所番号	23
	ア 18,200円	ア 3,100円	とりまとめ団体名 事業所名	㈱能力開発		
	(イ) 9,200円					

⑫

左票

（左票）

◎技能検定受検案内と裏面の記入上の注意をよく読んでから記入してください。

２級実技試験写真票

（右票）

検定職種	工場板金
作業名	機械板金　作業
受検番号	※
フリガナ	ケンテイ　タロウ
氏名	検定　太郎
生年月日	昭・(平) 11 年 4 月 5 日
事業所名（在籍校名）	（株）能力開発 （所在地）名古屋市西区浅間1 電話（052）○○○ －○○○○
確認欄	受付 試験中
とりまとめ団体名事業所名	（株）能力開発　個人

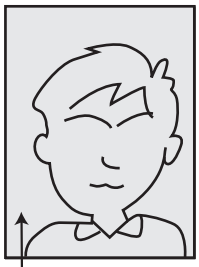

5年10月撮影

２級学科試験写真票

検定職種	工場板金
作業名	機械板金　作業
受検番号	※
フリガナ	ケンテイ　タロウ
氏名	検定　太郎
生年月日	昭・(平) 11 年 4 月 5 日
事業所名（在籍校名）	（株）能力開発 （所在地）名古屋市西区浅間1 電話（052）○○○ －○○○○
確認欄	試験中
とりまとめ団体名事業所名	（株）能力開発　個人

5年10月撮影

写真票

注：
実技試験及び学科試験が免除になる場合は、免除になる方には写真を貼付しない。

⑬ ※写真の裏面に等級、作業名及び氏名を記入してください。
写真は、剥がれないように糊付けし、テープで貼付けてください。

提出する前に確認してください。書類の不足等があると、申請を受理できない場合があります。
★印の書類はA4用紙にコピーした写しを当該受検者の申請書にクリップで留めてください。

提出書類の確認		
必須	技能検定受検申請書（本書）	□
	技能検定作業別申請区分表	□
	★本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳等）	□
該当者のみ	★受検資格証明書類の写し（下位等級の合格証書等）	□
	★免除資格証明書類の写し（合格通知書等）	□

※郵送の方は、受検手数料と上記提出書類を同一の封筒に入れ、郵便局窓口から現金書留として送付ください。

受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
https://www.avada.or.jp/project/ability_evaluation/examination/

令5.8

（3）技能検定作業別申請区分表記載例

受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に１枚ずつ申請区分表を作成してください。
（当協会ホームページに随時掲載します。）

白色：様式１	標準受検手数料【１級・２級・単一等級】
黄色：様式２	標準受検手数料【特級・３級】
ピンク色：様式３	減額受検手数料【２級・３級】

※２級・３級について、受検手数料の減額対象の方は様式３を、標準手数料の方は様式１（２級）又は様式２（３級）を使用してください。
とりまとめ申請の場合は、減額対象の申請書と標準手数料の申請書は区分して、それぞれ専用の申請区分表を添付してください。

当協会から付与するとりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、
とりまとめる受検申請者数が2名以下の場合は、原則として個人申請扱いでお願いします。

〔記載例：個人申請の場合〕

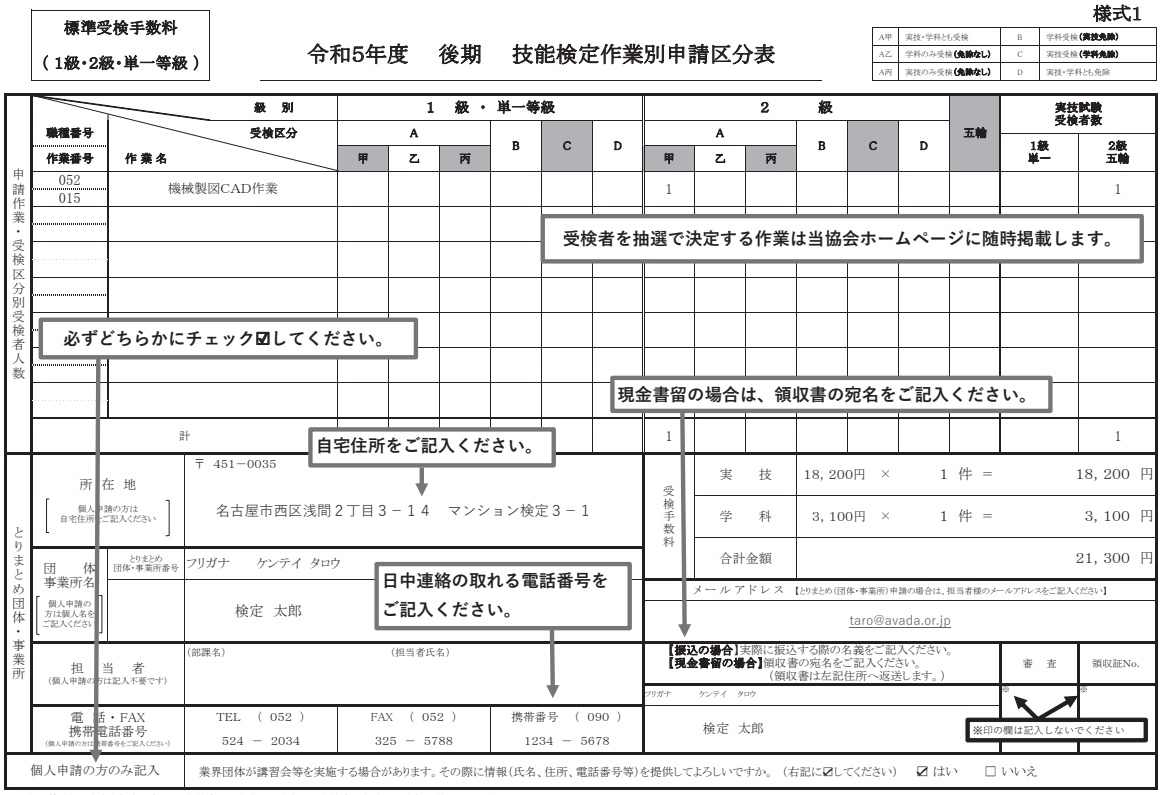

◎技能五輪愛知県大会参加申込者は、技能検定非対応職種は様式1、技能検定対応職種は様式3を使用してください。

〔記載例：とりまとめ申請の場合〕

様式1

A甲	実技・学科とも受検	B	学科受検(実技免除)
A乙	学科のみ受検(免除なし)	C	実技受検(学科免除)
A丙	実技のみ受検(免除なし)	D	実技・学科とも免除

標準受検手数料
（1級・2級・単一等級）

令和5年度　後期　技能検定作業別申請区分表

職種番号 / 作業番号	作業名	1級・単一等級 A 甲	1級・単一等級 A 乙	1級・単一等級 A 丙	1級・単一等級 B	1級・単一等級 C	1級・単一等級 D	2級 A 甲	2級 A 乙	2級 A 丙	2級 B	2級 C	2級 D	五輪	実技試験受検者数 1級単一	実技試験受検者数 2級五輪
013	機械検査作業						1	2								2
010																
052	機械製図手書き作業		1	1											1	
010																
052	機械製図CAD作業	1				3		1				1			4	2
015																
計		1	1	1		3									5	4

申請作業・受検区分別受検者人数

職種・作業番号の**若番順**に記入してください

【とりまとめ団体・事業所欄】
今後の問い合わせ先及び受検票・合格通知書等の宛先となります。
また、担当者は代表者１名のみ記入してください。
（複数名記入しないでください。）

受検者を抽選で決定する作業がある場合は、
作業毎に１枚ずつ申請区分表を作成してください。
（当協会ホームページに随時掲載します。）

振込の場合は振込する際の名義、
現金書留の場合は領収書の宛名をご記入ください。

とりまとめ団体・事業所

所在地（個人申請の方は自宅住所をご記入ください）	〒 460 － 0001 名古屋市中区三の丸３－１－２	
団体事業所名（個人申請の方は個人名をご記入ください）	とりまとめ団体・事業所番号 / フリガナ　カ）ノウリョクカイハツ / (株)能力開発	
担当者（個人申請の方は記入不要です）	(部課名) 技能検定課	(担当者氏名) 愛知　太郎
電話・FAX 携帯電話番号（個人申請の方は携帯番号をご記入ください）	TEL （ 052 ） 524 － 2034	FAX （ 052 ） 325 － 5788 / 携帯番号 （ 090 ） 1234 － 5678

受検手数料			
実技	18, 200円 ×	9 件 =	163, 800 円
学科	3, 100円 ×	5 件 =	15, 500 円
合計金額			179, 300 円

メールアドレス 【とりまとめ(団体・事業所)申請の場合は、担当者様のメールアドレスをご記入ください】
aichi@avada.or.jp

【振込の場合】実際に振込する際の名義をご記入ください。
【現金書留の場合】領収書の宛名をご記入ください。
（領収書は左記住所へ返送します。）
フリガナ　カ）アイチノウリョク
(株)愛知能力

審査 ※　領収証No. ※
※印の欄は記入しないでください

個人申請の方のみ記入　業界団体が講習会等を実施する場合があります。その際に情報(氏名、住所、電話番号等)を提供してよろしいですか。（右記に☑してください）　☐ はい　☐ いいえ

◎技能五輪愛知県大会参加申込者は、技能検定非対応職種は様式1、技能検定対応職種は様式3を使用してください。

（4） 本人確認書類の写しについて

本人確認書類の写しが添付されていない受検申請書は受理できません。

ア　本人確認書類の種類（太ゴシックは推奨書類です）

受検申請書に以下①～⑤の内、いずれかの書類の写しを本人確認書類として添付してください。

① **運転免許証**、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

② 特別永住者証明書、在留カード

③ **健康保険被保険者証**

④ **生徒手帳、学生証**（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）

⑤ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

イ　本人確認書類の添付方法

A4用紙にコピーして当該受検者の申請書にクリップで留めてください。

※在校生、訓練生は④生徒手帳の写しを添付してください。
教師が申請書をとりまとめて提出する場合等は、他の本人の確認書類の写しでも差し支えありません。

10 技能五輪愛知県大会参加案内

技能五輪愛知県大会は、青年技能者（原則23歳以下）の技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会に参加する代表選手を選抜する大会です。

技能五輪全国大会は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、子どもや若者に対し、優れた技能に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、毎年開催されています。

（1）職種及び参加料

競技職種	対応する技能検定			参加料
	職種番号	作業番号	職種名 （作業名）	
プラスチック金型	114	020	金型製作 （プラスチック成形用金型製作作業）	※9,200円
機械製図	052	015	機械・プラント製図 （機械製図ＣＡＤ作業）	
配管	046	010	配管 （建築配管作業）	
建築大工	038	010	建築大工 （大工工事作業）	
冷凍空調技術	069	010	冷凍空気調和機器施工 （冷凍空気調和機器施工作業）	
時計修理	019	010	時計修理 （時計修理作業）	
電気溶接	901	000		18,200円
電工	902	000		
西洋料理	912	000		

9職種

表中の「対応する技能検定職種（作業）」がある職種の参加料は、技能能検定の若年者に係る受検手数料の減額が適用されています。

（2） 参加資格

平成13年（西暦2001年）１月１日以降に生まれた者で、愛知県内に在住又は愛知県内に所在する事業所に勤務している者

（3） 参加申込み

申込期間

令和５年10月２日（月）から10月13日（金）まで〔土・日曜日、祝日を除く〕

〔申請書を窓口で提出する場合〕

受付時間：午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時30分まで

〔申請書を郵送する場合〕

令和５年10月11日（水）必着

（4） 提出書類等

ア　技能五輪愛知県大会参加申込書（協会所定の用紙）

※技能五輪と併せて2級技能検定を受検する方は、2級技能検定申請書に「五輪」と朱記してください。（技能五輪参加申込書と2級技能検定申請書の両方を提出いただく必要はありません）

イ　本人確認書類の写し

ウ　事業主の推薦書

１事業所（団体）から２人以上参加する場合は連名でも結構です。

エ　ガス溶接を行う職種については、労働安全衛生法第61条第１項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証）を競技当日に携帯してください。

オ　参　加　料

〔申請書を窓口で提出する場合〕

参加申込書の審査後、10月31日（火）までに指定された口座にお振り込みください。

（振込手数料はご負担ください）※振込先口座は窓口でご案内します。

〔申請書を郵送する場合〕

10月11日（水）までに参加料を入れた小封筒と提出書類を同一の封筒に入れて、現金書留として郵便局窓口からお送りください。

（5） 競技実施日

令和５年12月４日（月）から 令和６年２月11日（日）までの間で、愛知県職業能力開発協会が指定する日

（6） 競技課題

技能検定２級と同一又はこれに準じた程度の課題とします。

（7） 全国大会への参加

この愛知県大会において優秀な成績を収めた方は、希望により全国大会出場の推薦を受けることができます。

なお、一部職種について会場設備等の都合で参加者数が制限されること、参加者が多数の場合に、全国大会の主催者による２次予選会が開催されることがあります。

（8） 特　　典

技能検定対応職種について一定水準以上の成績を収めた方には技能証が交付され、２級技能検定職種（作業）の実技試験が免除されます。

（9） 表　　彰

愛知県大会で優秀な成績を収めた方は、愛知県知事又は愛知県職業能力開発協会長から表彰されます。

＜付録＞
1　よくあるご質問

◆受検申請に関するＱ＆Ａ◆

Q1.受検申請は、愛知県内に在住または在勤している者に限られますか？
A1.どなたでも受検申請はできます。ただし、抽選等により、申請受付人数の制限を行う場合には、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。

Q2.2つ以上の試験を受検することはできますか？
A2.同時に2職種（作業）以上受検申請することは原則としてできません。2つ以上の作業で受検申請をした場合は、試験日等が重複する可能性があります。試験日等が重複した場合の試験日の調整や受検手数料の返却はできません。

Q3.受検申請書に貼る写真は、スマートフォン・デジタルカメラで撮影したものでもいいですか？
A3.スマートフォン・デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、顔が鮮明に写った写真を貼るようにお願いします。（サイズ：縦4cm×横3cm）写真の裏面に級、作業名、氏名を書いてから貼ってください。
【不適当な写真】帽子、サングラス等を着用している。背景が無地でない。写真が縦又は横に引き延ばされている。顔部分が小さい（概ね1cmに満たない）。

◆試験免除に関するＱ＆Ａ◆

Q1.実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか？
A1.1級・2級・3級・単一等級は、制度が変更にならない限り有効期限はありません。ただし、特級に限り、合格日から5年間の有効期限があります。合格通知書は免除資格の証明書となりますので大切に保存してください。

Q2.受検申請書提出後に免除資格があることが分かりました。追加で免除になりませんか？
A2.申請受付期間中であれば速やかに当協会へご連絡ください。申請受付期間を過ぎた場合は免除できません。

◆受検に関するＱ＆Ａ◆

Q1.試験日及び試験会場は決まっていますか？
A1.全国統一実施日（学科試験及び一部の実技試験）以外は、試験日は未定です。受検票が届き次第、速やかに試験日・試験会場等をご確認ください。受検者の都合による試験日時の変更はできません。

Q2.試験問題や受検票を紛失しました。再発行は可能ですか？
A2.再発行はできません。試験日まで大切に保管してください。

Q3.申請後に、受検申請書に記載した内容が変わりました。どうすればいいですか？
A3.住所や氏名、連絡先等が変わった場合は、当協会へ速やかにご連絡ください。

◆受検手数料に関するQ＆A◆

Q1.試験日に出席できなかった場合、受検手数料は返してもらえますか？
A1.受検者の都合により受検しなかった場合は、返還することができません。また、受検の権利を来年度へ繰り越すこともできません。

Q2.受検手数料は課税対象ですか？
A2.受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

◆結果に関するQ＆A◆

Q1.試験結果はどのようにしてわかりますか？
A1.技能検定合格者は愛知県労働局産業人材育成課のホームページに受検番号が合格発表日より1か月間掲載されます。また技能検定合格者及び実技・学科試験いずれか一方に合格された方は、当協会からとりまとめ事業所・団体を経由して、合格通知書を送付します。（個人申請の場合は直接送付します。）

Q2.不合格の場合は通知がありますか？
A2.不合格の方への通知はありません。

◆その他に関するQ＆A◆

Q1.受検のための講習会は愛知県職業能力開発協会で開催していますか？
A1.当協会は試験実施機関であるため講習会等は開催しておりません。ただし、一部の職種については、各業界団体などで開催している場合がありますので、当協会までお問い合わせください。

Q2.受検勉強のための参考書や問題集はないでしょうか？
A2.一部の職種のみですが参考書や問題集があります。また、過去3年度分の試験問題を有料で提供しています。当協会ホームページに掲載してありますので参考にしてください。
また、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトで過去の試験問題を閲覧することができます。URL：https://www.kentei.javada.or.jp/

Q3.合格証書を紛失してしまいました。再交付はどのような手続きが必要ですか？
A3.合格証書の再交付の手続きについては、下記連絡先へお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞
愛知県労働局産業人材育成課
電話 ： 052-954-6375
URL ： https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/saikouhu.html
（技能検定合格証書及び技能士章の再交付について）

2 技能検定試験参考図書等のご案内

技能検定受検の参考のため、図書の販売を行っています。お申込みにあたっては、当協会のホームページにてご確認ください。
URL：https://www.avada.or.jp/project/ability_evaluation/examination/

3　技能検定受検申請書類記入チェックシート

書類提出の前に必ず各項目をチェックして確認してください。

記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できない場合があります。

「技能検定受検申請書」の確認（受検案内P21～23参照）		
必須	次の必須項目は記入しましたか 職種番号 作業番号 □ ／ 検定職種 作業名 □ ／ フリガナ 氏名 □ ／ 生年月日 年齢 □ ／ 性別 □ 住所 電話番号 □ ／ 学歴（学校名・学科又は課程・所在地・在学期間） □ ／ 受検区分 □ 職歴（事業所名・職務内容・所在地・在職期間）※在校生等は除く □ ／ 手数料 □ ／ とりまとめ団体名事業所名（個人申請は不要） □	
必須	氏名及び文字の字体・字形は添付した本人確認書類と同じですか	□
必須	職務内容欄は検定職種との関わりがわかる内容ですか （不適当な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売）	□
必須	実技試験受検手数料減免の有無等による受検手数料は確認しましたか	□
必須	「実技試験写真票」・「学科試験写真票」の所定欄に必要事項を記入し、写真を貼付しましたか（免除の申請をする試験の枠には写真は貼らないでください）	□
必須	受検申請書は、減免の有無、等級、作業、受検区分別に整理してありますか	□
該当者	合格内容（下位等級等）は記入しましたか（受検資格として必要な場合のみ）	□
該当者	試験免除欄を記入しましたか	□
「技能検定作業別申請区分表」の確認（受検案内P4･P24～25参照）		
必須	申請区分表は作成しましたか （受検者を抽選で決定する作業がある場合は、作業毎に１枚ずつ作成してください）	□
必須	申請する等級、実技試験受検手数料減免の有無と申請区分表の様式は合っていますか	□
必須	等級、作業、受検区分別の集計は、受検申請書の枚数と合っていますか	□
必須	所在地・会社名・担当者名・電話番号は記入しましたか 【個人の場合】自宅住所・氏名・電話番号・メールアドレス	□
提出書類の確認		
必須	技能検定受検申請書	□
必須	技能検定作業別申請区分表	□
必須	★本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳等）	□
該当者	★受検資格証明書類の写し（下位等級の合格証書等）	□
該当者	★免除資格証明書類の写し（合格通知書等）	□

★印の書類はA4用紙にコピーした写しを当該受検者の申請書にクリップで留めてください。

※郵送の方は、受検手数料と上記提出書類を同一の封筒にいれ、郵便局窓口から現金書留として送付ください。

受検案内・受検申請書等の配布場所

下記施設にて９月１日から配布を開始します。
※土・日曜日・祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日もご利用いただけます。
（開設時間は午前９時から午後４時30分まで）

愛知県県民相談・情報センター
〒460-0001　名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター１階　☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー
〒496-8531　津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎１階　☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー
〒475-8501　半田市出口町1-36
知多総合庁舎１階　☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー
〒444-8551　岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎１階　☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー
〒440-8515　豊橋市八町通5-4　東三河県庁
（東三河総合庁舎）１階　☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー
〒441-1365　新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎１階　☎0536-23-8700

受検案内・受検申請書等の配布及び得点の開示場所

愛知県労働局産業人材育成課
〒460-8501　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県庁本庁舎２階南東側　☎052-954-6375

受検案内・受検申請書等の配布、申請書提出先及び問合せ先

技能検定及び技能五輪愛知県大会について詳しくは、下記へお問い合わせください。

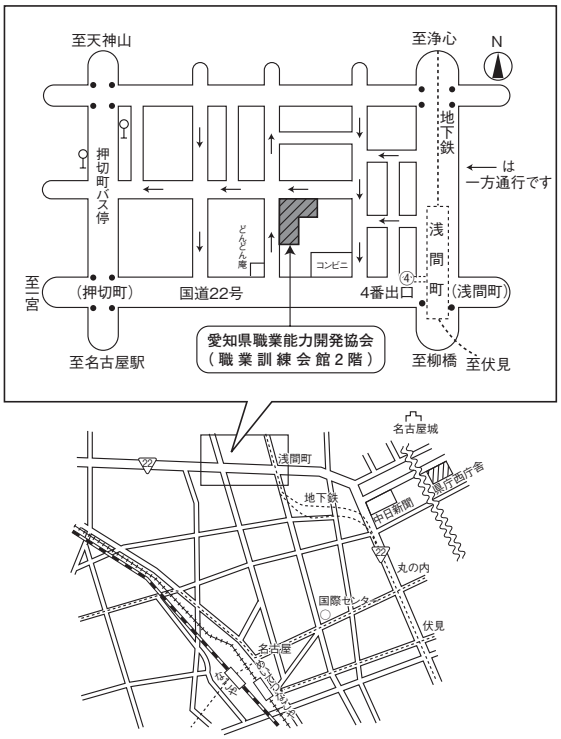

愛知県職業能力開発協会
技能検定課（定期試験G）
〒451-0035
名古屋市西区浅間二丁目３番14号
（愛知県職業訓練会館内）
電　話：052-524-2034
ＦＡＸ：052-325-5788
ＵＲＬ：https://www.avada.or.jp
メール：kentei@avada.or.jp

【交通のご案内】
●地下鉄：鶴舞線「浅間町」駅下車
４番出口から徒歩５分
●市バス：名古屋駅　７番のりば
黒川ゆき、茶屋ヶ坂ゆき、浄心町ゆき、
西部医療センターゆき
（４区目）押切町下車　徒歩５分